

他県における臨時休業期間中の児童の受入体制について
(令和2年3月3日 調査)

1 学校における自主学習について【34県実施／36県回答】

(1) 時間

- ・ 一日実施 (8:30～16:30 等)
- ・ 午前のみ
- ・ 3時間程度

(2) 対象学年

- ・ 小学校1、2年生
 - ・ 小学校1～3年生
 - ・ 小学校全学年
 - ・ 小中学校全学年
- ※特別支援学級の児童も対象としている場合もある

2 放課後児童クラブ【36県実施／36県回答】

(1) 時間

- ・ 通常時間 (15:00 頃) 通りの受け入れ
- ・ 朝から受け入れ

(2) 対象

- ・ 従来の登録者のみ
- ・ 新規登録者を追加

(3) 実施場所

- ・ 従来の施設のみ
- ・ 学校の空き教室等を活用

3 自主学習と放課後児童クラブとの連携の状況

- ・ 自主学習の終了後、放課後児童クラブで受け入れ
- ・ 自主学習を行いつつ、放課後児童クラブでも受け入れ
- ・ 放課後児童クラブのみで受け入れ

<参考> 令和2年3月2日付「新型コロナウイルス感染防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について」より

○人的体制の確保

学校の教職員が教育活動等の一環として放課後児童クラブ等における学習指導や生徒指導等の業務に関わることは可能

○学校の教室等の活用

臨時休業に伴い、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合には、積極的に施設の活用を推進